

「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等
(商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係)に関する意見

2014年6月13日

金融庁 総務企画局市場課 御中
FAX 03-3506-6251

〒530-0047 大阪市北区西天満5-1-3
南森町パークビル6階
TEL 06-6367-6692
FAX 06-6367-6693
hi-saito@d9.dion.ne.jp
弁護士 斎藤 英樹
先物取引被害全国研究会 代表幹事

当研究会は、昭和57年、先物取引被害の予防と救済を目的として設立された、全国数百名の弁護士からなる団体である (<http://www.futures-zenkoku.com/>)。

当研究会は、2014年5月30日付で金融庁において公表された、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等(商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係)、次のとおり意見を述べる。

第1、意見の趣旨

1、(1) 商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約の締結の勧誘について、勧誘受諾意思の確認義務及び再勧誘の禁止の対象とすること（金商法施行令案16条の4第2項1号ニ）、

(2) 商品関連市場デリバティブ取引について、勧誘受諾意思を確認する方法として、一定の取引関係にない個人顧客に対しては、訪問・電話によることを禁止すること（金商業等内閣府令案117条8号の2）、に賛成する。

2、ただし、個人顧客の適用除外の要件として、単に当該金融商品取引業者等に口座開設しているのみとすることは広きに失し、投資リスクの高い有価証券やデリバティブ取引の経験があること等を追加すべきである。

第2、意見の理由

1、商品先物取引における不招請勧誘の禁止規制（商品先物取引法214条9号）は、長年の苦情・トラブルが絶えず、深刻な被害を出してきたことから、数次にわたる法改正の後、平成21年改正でようやく導入された規定である（平成23年1月施行）。その結果、商品先物取引に関する苦情相談は大幅に減少した。

他方で、金地金取引やスマートCX取引（損失限定取引）を端緒に、商品先物取引を勧誘し、トラブルとなる事例が現在も報告されている。その意味で、投機性の高い商品先

物取引に関して、不招請勧誘禁止規制を維持する必要性は、現在も異ならないというべきである。

当研究会は、平成 25 年 8 月 28 日付け意見書において、商品先物取引に関する不招請勧誘禁止規定の撤廃に反対し、商品関連市場デリバティブ取引を不招請勧誘禁止規定の対象とするよう求めた。

2、今回の施行令改正案（金商法施行令 16 条の 4 第 2 項 1 号ニ）と内閣府令改正案（金商業等内閣府令 117 条 8 号の 2）は、商品関連市場デリバティブ取引について、勧誘受諾の意思確認義務、再勧誘禁止の対象とし、かつ、その意思確認の方法として、一定の取引関係にない個人顧客に対して、訪問・電話によることを禁止する点で、実質的には、不招請勧誘の禁止と同一の効果を期待することができる。その意味で、上記施行令案、内閣府令案は、高く評価することができる。

3、しかし、他方で、金商業等内閣府令案 117 条 8 号の 2 では、単に、当該金融商品取引業者等に口座開設している個人顧客を適用除外とする。現在、取引関係のない休眠口座のみの個人顧客、あるいは国債や地方債、MMF といった投資元本の比較的安全な個人顧客に対して、商品関連デリバティブ取引の訪問・電話勧誘が可能となってしまうのは、不適切である。そのため、投資リスクの高い有価証券やデリバティブ取引の経験があることを適用除外要件に追加すべきである。

仮に上記のような要件を設けないとしても、少なくとも、投機取引の意向や経験、余裕資金のない顧客に対し商品関連デリバティブ取引が勧誘されたりしないよう、厳格な取引開始基準を監督指針に盛り込み、また自主規制ルールを設けさせるべきである。

4、現在、農水省・経産省は、商品先物取引の出来高が大幅に減少していることを理由として、7 日間の熟慮期間等のある契約を設定することで、70 歳未満の顧客に対する不招請勧誘を認める内容の商品先物取引法施行規則の改正案（102 条の 2 第 2 号）を平成 26 年 4 月 5 日に公表し、パブリックコメントに付した。しかし、上記規則案は、不招請勧誘禁止規定を骨抜きにするもので、明らかに不当である。

5、先物取引業界には、不招請勧誘禁止規制導入の結果、大幅に商品先物取引の出来高が減った、規制が厳しすぎるとの意見があるようであるが、消費者トラブルのない公正で透明な商品先物市場が期待されている。

しかも、FX 取引を見ればわかるように、FX 取引では不招請勧誘禁止規制導入の結果、悪質な業者が淘汰され、手数料競争が働き、新規の商品が開発されるなど、市場が活性化され、その規模は 1800 兆円以上に拡大している。翻って考えれば、不招請勧誘禁止規制導入の影響で、商品先物取引の出来高が低迷しているわけではない。無差別の訪問・電話勧誘という古いビジネスモデルによって、商品市場を活性化させようとするのは、本末転倒である。

6、商品先物取引において、投資家保護と消費者トラブルのない公正な商品市場の発展のために、適正な行為規制を定めるべきである。また、その上で、速やかな総合取引所への移行が行われるべきである。

以上